

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会医療法人天会（以下「本法人」という。）の役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とし、週40時間以上勤務する者をいう。ただし、職員としての勤務時間を含むものとする。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、本法人の役員として職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、職員としての職務対価は含まない。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。
- 3 役員等には、別表第1「役員の報酬額」に基づき月額役員報酬を支給する。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 理事長及び本法人職員を兼務する理事については、役員としての職務とそれ以外の業務の区別が明確でないことに鑑みて、役員報酬と給与、賞与及びその他の手当等の総額が、年額3,600万円を超えないものとする。
- 6 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(月額役員報酬の額の決定)

第4条 本法人の役員の月額役員報酬は、別表第1「役員の報酬額」の範囲内とし、各々の報酬月額は、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(月額役員報酬の支給)

第5条 月額役員報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める本法人職員を対象とする給与規程に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給することができるものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うことができるものとする。

- 2 各々の常勤役員に対する支給額は、別表第2「常勤役員の退職慰労金額」の範囲内とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(旅 費)

第7条 役員が職務のために出張したときは、旅費を支給する。ただし、理事長及び本法人職員を兼務する理事については、本法人の会議等への出席に伴う旅費は支給しない。

- 2 前項の旅費の額及び支給方法については別に定める本法人職員を対象とする出張旅費規程に準ずる。

(改 正)

第8条 この規程の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 6月15日から改正施行する。

別表第1 役員の報酬額

- | | | |
|-------------|------------------|------------------------|
| 1. 理事長 | 年間 3,600 万円迄の範囲内 | 月額報酬は年報酬額の 1 / 12 とする。 |
| 2. 理事長以外の理事 | 年間 2,400 万円迄の範囲内 | 月額報酬は年報酬額の 1 / 12 とする。 |
| 3. 監事 | 年間 120 万円迄の範囲内 | 月額報酬は年報酬額の 1 / 12 とする。 |

別表第2 常勤役員の退職慰労金額

1. 常勤理事（理事長を除く）
役員報酬月額（退任時） × 常勤理事（理事長を除く）在位年数 迄の範囲内
2. 理 事 長
役員報酬月額（退任時） × 理事長在位年数 迄の範囲内
3. ただし、同一の常勤役員において、常勤理事（理事長を除く）の在位期間と理事長の在位期間が混在する場合は、本表の上記1. 及び上記2. の合計額 迄の範囲内とし、常勤役員退任時に一括して支払うものとする。